

## 平成30年第3回宮古島市農業委員会総会議事日程

1) 会議の日時 平成30年3月16日 金曜日 14時

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 農業委員 16名(欠席1名) 推進委員 21名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名員の指名について

13番 田名和彦 14番 仲里敏夫

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明交付申請の承認について

日程第8 議案第7号 その他

## 平成30年第3回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成30年3月16日 金曜日 14時から16時25分
2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室
3. 出席委員 (37人)
4. 欠席委員 (1人)

議席	氏名	役職	出欠	議席	氏名	役職	出欠
1	砂川 栄徳		○	11	喜屋武 隆		○
2	久保 弘美		○	12	奥浜 健		○
3	野崎 達男		○	13	田名 和彦		○
4	玉元 正助		欠	14	仲里 敏夫		○
5	荷川取 広明		○	15	仲里 長造		○
6	國仲 和男		○	16	砂川 明寛		○
7	長濱 国博	職務代理	○	17	芳山 辰巳	会長	○
8	川満 里志		○				
9	松岡 日出雄		○				
10	砂川 寛裕		○				

地区	氏名	出欠	地区	氏名	出欠	地区	氏名	出欠
平1	大浦 敏光	○	城3	下地 堅士朗	○	上1	砂川 明有	○
平2	与那覇 盛徳	○	城4	砂川 玄光	○	上2	下地 博和	○
平3	池間 邦敏	○	城5	新城 光治	○	上3	友利 博明	○
平4	宮平 浩幸	○	城6	友利 広隆	○	伊1	長濱 吉和	○
平5	渡真利 寿	○	下1	砂川 佳弘	○	伊2	前泊 芳男	○
城1	瑞慶覧 健一	○	下2	上地 邦彦	○	伊3	仲地 正彦	○
城2	新城 明行	○	下3	前里 孝清	○	伊4	島尻 勝信	○

### 5. 議事録署名委員

議 長 芳 山 辰 巳  
13番委員 田 名 和 彦      14番委員 仲 里 敏 夫

### 6. 職務のために出席した者の氏名

局 長 下 地 明      次 長 上 地 寿 男      農地係長 川 満 邦 弘  
主任主事 伊良部 哉      主任主事 上 原 みち子

開 会 14時  
閉 会 16時25分

## 7. 会議の概要

平成30年3月16日

開会 14:00

議長 ただ今から、平成30年第3回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。  
本日、1名欠席の旨通知がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、13番：田名和彦委員、14番：仲里敏夫委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は1件でございます。  
まず、受付番号1番の説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号1番は、議案書4ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

下地1区 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 申請地は、川満最終処分場入り口近くに位置し、現在はハウスの鉄骨がむき出し状態で使用されていません。譲受人は長年農業をされており規模拡大を図る予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は2件でございます。まず、受付番号2番から3番までの説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号2番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号2番から3番までは、議案書5ページから6ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1 1 番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、筆数が多いですがほぼ近辺にまとまって所在しています。まず（北増原 2459-11～2460-3）は一区画で使用しています。増原集落東側、うめけんファームの葉草施設近くに位置し、現在は春植えのさとうきびがありました。（北増原 2492）は先ほどの所在地から東向け約500メートルにある譲渡人の牛舎東隣に位置し、現在はさとうきびが植えられていました。（北増原 2629-1）は牛舎から西向け約500メートルに位置し、現在は牧草地になっていました。（サガニ 2698-5）は一周道路を高野集落向け、宮原の水辺公園南側に位置し、現在は牧草地になっていました。（佐和地 3051）は、宮原集落から高野集落向け右側の整備事業済みの農地近くに位置し、現在は今期収穫後のさとうきび畑でした。譲受人はこの広大な土地で、長年親の農業の手伝いをしながら経験を積んでおります。

平良1区 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
推進委員 申請地は5筆あります。まず（洲本原 82-1）は大浦集落東側約1キロメートルに位置、（南方原 172、184）は隣接する農地で、（西方原 305-1）は南方原の農地から約300メートルに位置、（田原 688-2）は大浦集落東側約1.5キロメートルに位置します。いずれも今期収穫予定のさとうきびが植えられていました。譲受人は現在会社員ですが、親名義で農業機械等もそろっており、両親のサポートを受けながら休日を利用して農業に従事しています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号2番から3番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は1件でございます。  
まず、受付番号4番の説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号4番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号4番は、議案書7ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号4番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は7件でございます。  
まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。

**【議案第2号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

平良5区 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 申請地は、久松海岸線沿い、松原墓地団地から下地川満集落向け、左手にある牛舎手前に位置し、現在はさとうきびの収穫後株出し管理がされていまして、借受人は当地を長年小作しており、今回再設定をして今後も使用していく予定です。

城辺2区 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 申請地は、新城集落から吉野集落に向かう途中の左手に位置しています。4筆のうち面積の大きい3筆は隣接しており、小さい方は道路を挟んで位置していましたが置換により移動されています。現在はさとうきびの収穫後株出し管理がされていまして、家族と協力しながら頑張っていくということです。

城辺5区 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 申請地は、宮糖城辺工場から福里集落向け、信号機から約500メートル左手に位置し、現在は今期収穫予定の株出しのさとうきびが植えられていまして、借受人は20年以上農業の経験があります。

上野1区 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 申請地は、上野千代田ハイツ南側約300メートルに位置し、現在はさとうきびとカボチャが

植え付けされていまして。これまでも親の手伝いをしながら農業に従事してきておりますので特に問題ないと思います。

上野2区 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
推進委員 申請地は、JA上野資材店北側約100メートル突き当たり位置し、現在は雑木林やススキ等に覆われて荒地になっています。借受人は利用権設定後、伐開事業を適用して整地しきとうきび栽培をしたいとのことでした。地域のリーダー的存在でもあり頑張っております。

事務局 受付番号6番から7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
6番の申請地は、お配りした参考資料1ページから17ページをご覧ください。

7番の申請地は筆が多いですが、こちらも参考資料18ページから44ページをご覧ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 受付番号7番について、土地の所有者が沖縄土地住宅株式会社となっておりますが、農地の取得の経緯や今回貸し出すことになった経緯など説明をお願いします。

中間管理機構 沖縄土地住宅株式会社は沖縄製糖株式会社のことです。今回の案件は沖糖農産という子会社が直営でさとうきびを栽培していた農地になります。子会社を閉鎖するにあたり中間管理機構で借り受けることになりました。平成26年の中間管理機構設立時からぜひ貸して欲しいと打診していた案件です。沖縄製糖株式会社が直接農家の皆さんに貸し付けている農地もあるということで、今後このような案件が増えると思いますのでよろしく申し上げます。

7番委員 結果からみれば大変いいことだと思いますが、沖糖農産という子会社がどのような業種の会社なのかを明確にしていきたいと思います。

事務局 沖縄農産は、農業試験場の裏手にある広大な農地を採苗圃として、自社で採苗して原料区に配布する業務からスタートした会社です。農地そのものは昭和47年の復帰前、農地法の適用を受ける以前に沖縄土地住宅株式会社を買収という形で買い上げたものです。これまではなかなか譲渡等の相談ができない状況でしたが、現社長が農地についてはどんどん地元に戻元していくという方針の下で、いきなりの売買ではなくまずは貸し出すことから始めていくということで、中間管理機構が借り受ける形で今回の案件に至った次第です。

議長 ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

12番委員 復帰後に、農地を政府が買い上げて払い下げるという特別措置法かなんかの制度があつて、私も沖縄土地住宅株式会社の土地を復帰直後にこの制度の下2筆ほど買った覚えがあります。そのような制度は現在適用はありませんか。

事務局 復帰直後は確かにその制度はありましたが、現在は無くなりました。戦時中政府が陸軍飛行場を建設するために宮古島各地で土地を取得しました。その後宅地について現在は大蔵省（現財務省）管轄、農地については農水省管轄となり、農水省が農地を企業が所有するのは好ましくないとして次々と売却しましたが、工場所在の原料区に関しては会社側が頑なに払い下げには応じなかった経緯があると思います。

議長 ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は3件でございます。

まず、受付番号1番から3番までの朗読説明をいたします。

**【議案第3号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

12番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、城辺更竹病院から東向け、土地改良区の東山ファームポンド南側約50メートルに位置、現在は牧草地になっていました。譲受人はUターン者で親の手伝いをしながら農業を頑張っています。不在地主の案件です。

下地1区 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 農地の所在は、下地嘉手苺集落北側約500メートル、基盤整備地区に位置し、現在はさとうきびの夏植えがされていました。長年農業経営をされており農業機械等も全てそろっています。

下地3区 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 農地の所在(松原1724)は、空港前道路を下地向け、「たらま屋」を過ぎてカヅラ嶺集落向け左折し約600メートル右手に瓦屋根の牛舎があり、その真向かいに位置します。(川満1354-3)は、上記所在地からさらにカヅラ嶺集落入口まで進むと二階建ての民家があり、その近くに位置します。譲受人はUターン者で昨年宮古へ戻ってきて農業を始めております。農業機械等もそろっています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題としますが、2番：久保弘美委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席をお願いします。

それでは改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農用地利用配分計画案は12件でございます。

受付番号1番から12番について説明します。

**【議案第4号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

8番委員 受付番号3番について、沖糖農産の土地ということでした。この借受人は宮糖の原料員をしているのですが沖糖原料区の貸付のみを行うのですか。それとも宮糖原料区においても貸付は行っていくのですか。

農政課 当地は確かに宮糖原料区です。そのままの原料区で宮古製糖に搬入を行う予定です。土地改良の集積が絡みましたが、貸付人の了承を得ていますので問題ありません。

議長 ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

下地2区 推進委員 沖縄土地住宅株式会社の農地はほぼ私の原料区となっています。今回のように農地の貸付が増えていくと、宮糖原料区、沖糖原料区とそれぞれ分けられていくと思います。なるべく沖糖原料区は沖糖への搬入をしてもらいたいと要請はしていますが、今のところまだ返事はいただけていません。

16番委員 確認です。現在は宮糖原料区の方は宮糖から手当をもらっていると思いますが、宮糖にも沖糖にも搬入可能になった場合、双方から手当がでるのですか。

下地2区 推進委員 今期までは私の原料区になっています。貸付を行えば、来年期からは作物がさとうきびだけではなくなりますし、宮糖原料区になれば宮糖搬入になっていくと思います。ただ、現在は私が担当する原料区であります、今後は変わっていくだろうと思います。

議長 休憩します。

休憩 14:56

再開 15:01

議長 再開します。

議長 ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

11番委員 受付番号1番についてですが、借り受ける期間が7年9ヶ月となっています。ほかの案件では5年や10年と区切りのいい期間が設定されています。何か意味があるのですか。

中間管理機構 こちらの農地は10年契約で中間管理機構が借り受けて別の方に貸付けておりましたが、諸事情により先月合意解約をしています。残りの7年9ヶ月を今回新たに貸し付けることになった次第です。

議長 ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。2番委員の入室・着席を認めます。

議長 休憩します。

休憩 15:19

再開 15:30

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規程による許可申請は37件でございます。  
まず、受付番号1番から37番について説明をいたします。

**【議案第5号、受付番号1番から37番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成30年3月9日に行いました。調査員は9番私、松岡日出雄、10番砂川寛裕委員と芳山辰巳会長、事務局から、上地寿男次長、川満邦弘農地係長、上原みち子主任主事の6人で行いました。

始めに9時30分から9時50分まで事務局にて調査内容の説明を受け、5条37件、非農地証明4件、計41件の現地調査を10時から14時30分まで行い、14時40分から15時まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。それでは、5条申請、非農地証明願の順に説明いたします。

それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は下地地区洲鎌集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、上下水道が整備され、下地小・中学校から500メートル以内の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は久松地区内、松田整形外科医院からファミリーマート事務所近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は宮古島徳洲会病院近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、4割相当の街区を形成している区域内の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 こちらの案件は賃貸借で月額賃料も非常に高額になっています。契約期間が20年とありますがその間の契約内容と、契約終了後の内容の説明をお願いします。

事務局 今回の申請の際に契約書の添付はありませんでしたので、総会終了後提出してもらって内容を確認した後に進達したいと思います。すみませんでした。

7番委員 以前、約2万平方メートルの原野化した農地を契約終了後は畑として復元して返すという案件がありました。賃貸借は所有権移転とは条件が違いますので、その辺の確認をしっかりとさせていただきたいと思いますが、議長はどうお考えですか。

議長 確かに以前の案件は畑として復元して返すということでしたので、今回の案件もそのように復元していただきたいと思います。

事務局 契約書については、県に進達の際も請求されると思いますので、確実に提出してもらいます。すみませんでした。

議長 ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は市立鏡原中学校グラウンド西側約500メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ヘクタール以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号5番と6番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号5番と6番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は久松地区内、松田整形外科医院から伊良部大橋向け約500メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、雑種地、原野、段差等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 参考資料31ページの航空写真で確認したところ、周囲の雑種地について顛末書の添付が必要と思われませんが、顛末書があるのかどうか説明をお願いします。

事務局 ご指摘のとおり顛末書が必要ですが、以前からヤードとして使用されていたということで今回顛末書を取っておりません。しかし違反転用ですので2件分の顛末書の添付を求めたいと思います。

議長 ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番と6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は上野線沿い、ニッポンレンタカー営業所から栄寿園向け約500メートル右側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた10ヘクタール未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 こちらも賃貸借の案件ですので、契約書の内容の説明をお願いします。

事務局 こちらの案件は月額8万円、平成30年3月1日から平成60年2月28日までの30年間の賃貸契約書が添付されております。原状回復については記載がありませんが、継続して使用する前提での契約となっております。参考資料に契約書も添付したほうがよろしいですか。

7番委員 契約書を添付していただいて、その内容も吟味する必要があると思います。30年後に再契約して使用する前提であるといいますが、30年先のことは分かりません。農地の有効利用を考えるのが我々の職務ですし、原状回復等確実な契約内容を求めなければならないと思います。

事務局 こちらの案件は、許可後は畑から雑種地に地目変更されます。ですので契約期間が終了しても地目が畑に変わるものではありません。地目変更を伴う許可ということになります。私の説明不足で申し訳ありませんが、そのようにご理解ください。

議長 賃貸借ではありますが、一時転用ではないということですのでご理解ください。

議長 ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地はファミリーマート東仲宗根店近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地はJAおきなわ宮古地区事業本部近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号10番と11番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号10番と11番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は県営久貝団地南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地割合が4割を越える街区を形成している区域内の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号10番と11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は宮古空港駐車場南側約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、原野等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

3番委員 参考資料76ページの航空写真を見ると全体的に原野等で囲まれております。第2種農地と判断した理由を教えてください。

事務局 農地の区分がその他2種となっており、農振から除外された農地です。この農地は第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当していません。例えば第2種農地の要件は、相当街区、市役所庁舎から500メートル以内、連たん近接等ですが、いずれにも該当しておらず、また周辺に農地の広がりもなく、分断要因が原野等になっていますので「その他2種」の判断となりました。

3番委員 いずれの要件にも該当しないためその判断になったということですね。分かりました、ありが

とうございました。

議長 ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は佐良浜地区にある横岳団地近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ヘクタール以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号14番と15番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号14番と15番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は上野地区の新里集落内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ヘクタール以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 こちらの案件は社員寮建築となっています。この会社の概要及び社員数等を教えてください。

事務局 譲受人及び建築は申請書にあるとおりですが、(株)ユニマットプレシャスが社員寮として一括して借り受けることになっており、賃料が1室あたり3万円余で20年契約になっています。

議長 ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

上野1区 推進委員 こちらの案件は、2筆とも宅地予定地として売買しているはずですが、価格が安すぎるのではありませんか。

事務局 売買価格については当事者合意の金額ですので、事務局として高いとか安いとか申し上げるこ

とはできませんのでご理解ください。

議長 ほかに質疑があれば挙手でお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号14番と15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号16番から19番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号16番から19番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は伊良部大橋から佐良浜向け約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、保安林、原野、道路等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号16番から19番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号20番から25番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号20番から25番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は久松漁港近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、墓地団地、原野、宅地等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号20番から25番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号26番から30番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号26番から30番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は久松漁港近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の  
区分、墓地団地、原野、宅地等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号26番から30番を原案のとおり決  
定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号31番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号31番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は久松漁港近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の  
区分、墓地団地、原野、宅地等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号31番を原案のとおり決定してよ  
ろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号32番から34番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお  
願いいたします。

10番委員 受付番号32番から34番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は久松漁港近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の  
区分、墓地団地、原野、宅地等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号32番から34番を原案のとおり決  
定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号35番から37番は関連しますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお  
願いいたします。

10番委員 受付番号35番から37番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は社会福祉協議会平良支所近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ヘクタール以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号35番から37番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第7議案第6号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は4件でございます。  
まず、受付番号1番から4番までの説明をいたします。  
【議案第6号、受付番号1番から4番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、平良地区の平良学校給食センター近くに位置し、周囲は交通量の多い道路や宅地等に囲まれており、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、平良地区の荷川取にある南西建設事務所近くに位置し、周辺は宅地、雑種地等に囲まれており、面積も487平方メートルと小さく農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、平良地区の旧NTT事業所近くに位置し、周囲は宅地等が多くまた用途地域内の農地で、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、下地地区のウインディー前浜入口近くに位置し、周辺は雑種地や東急リゾートホテル等に隣接し、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員及び推進委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成30年第3回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 16:25

平成30年3月16日

会 長 芳 山 辰 巳

13 番委員 田 名 和 彦

14 番委員 仲 里 敏 夫